

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 26 年度第 1 回上越市学校給食民間委託業者等選定委員会

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 調理業務委託・人材派遣の概要 (公開)
- (2) 業者選定方針について (公開)
- (3) プロポーザルの実施について (公開)
- (4) 業者選定基準および手続きについて (公開)
- (5) その他 (公開)

## 3 開催日時

平成 26 年 1 月 7 日（金）午後 3 時 0 0 分から

## 4 開催場所

上越市教育プラザ 事務所棟 201 会議室

## 5 傍聴人の数

0 人

## 6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

委員：八川委員、久保埜委員、芳野委員、和田委員、関間委員、福井委員、釜蓋委員、笠原委員、八木委員、七澤委員、若井委員、高山委員、竹内委員、本間委員、藤田委員、中野委員、齋藤委員、曾田委員、上野委員、岩野委員、竹内委員、藤井委員、宇田委員、村椿委員、大石委員  
事務局：早川教育総務課長、内藤教育総務課副課長、齊藤学校給食係長

## 7 発言の内容

早川課長：

（参集に対するお礼）

この学校給食民間委託は、平成 15 年に教育委員会において、財政計画に基づく行政改革に取り組む中で大綱として打ち上げられたひとつであり、将来の財政逼迫を見越し発生した課題である。恒久的に安全で安心な学校給食の提供をどのように継

続いていくのかという議論が平成 15 年から始まり、城北中において給食調理業務の民間委託を開始したのが平成 19 年度のことである。

本日は、委託業者の適正な選定について、委員の皆様方からご審議頂きたい。この会議は本日が 1 回目であり、2 回目を 12 月 16 日に予定している。委員の構成としては、今年度人材派遣を始めている学校 6 校の関係者と、来年度に委託を開始したいと考えている学校の関係者が主となっている。

学校給食の民間委託における平成 27 年度の方向性については、8 月に開催した学校給食運営委員会で了解を頂いており、毎月開催している教育委員会においてもその旨を審議済である。

平成 27 年度に民間委託を実施する学校については、新規の事業所枠を設けようと考えている。これは、既存の 4 社（※(有)太陽食品、(有)かたおか、(株)クックライフ、(株)やすね）の他に、新たに給食事業に参入したいという業者があった場合に設けるものである。現状で学校給食を委託している 4 社については、既に十分な経験を積んでいると考えられることから、今まで初年度に人材派遣という形を以て開始してきた民間委託を、当初から業務委託方式で開始したいと考えているものの、新たに参入を希望する業者については、実際の現場の経験不足から、今までと同様の初年度人材派遣方式で開始したいと考えているもの。新規参入枠としての学校は、浦川原中、中郷中の 2 校で考えている。

また、12 月 16 日に開催を予定している第 2 回の選定委員会であるが、午前中に人材派遣から委託に移行する 6 校、八千浦小、北諏訪小、安塚小、安塚中、吉川小、名立中の審査を、午後は新規の 6 校、浦川原中、中郷中、板倉中、南川小、保倉小、針小の審査を予定させて頂いている。

本日は 1 回目の会であるので、審査の基準作りについてご説明申し上げ、ご意見を賜りたい。

内藤副課長：

本日の出席状況について、事務局からご説明させていただきたい。

齊藤係長：

本日の民間委託選定委員会については、33名の委員に委嘱させていただいており、そのうち7名が欠席され、教育部長の野澤委員は前の会議が長引き出席が遅れている。現在25名の委員からご出席を頂いており、定数の半数以上の委員からご出席を頂いていることから、設置要綱に基づき、この委員会について成立していることをご報告申し上げます。

内藤副課長：

委員長、副委員長の指名に移りたい。上越市学校給食民間委託等選定委員会設置要綱第6条により、当委員会の委員長には上越市学校給食運営委員会委員長の八川委員、副委員長には同副委員長の久保埜委員にそれぞれお願いしたい。

(委員長・副委員長自己紹介)

(各委員自己紹介)

内藤副課長：

それでは、ここからの進行は委員長にお任せしたい。

八川委員長：

資料が多い部分もあるが、ご協力をお願いしたい。

議題は大きく5つあり、内容的に関連するものは一括して進めていく。まずは(1)調理業務委託人材派遣概要という部分において事務局から説明をお願いしたい。

齊藤係長：

資料の確認をさせていただきたい。【次第、名簿、選定委員会設置要綱】がついているものが一部。【選定委員会説明資料】が一部。【資料No.1 平成27年度学校給食調理業務人材派遣に関する募集要項】が一部。合計3部あるかどうか、確認をお願いしたい。

それでは説明に移る。議題(1)調理業務委託・人材派遣の概要、選定委員会説明

資料の4頁をご覧頂きたい。

先程も早川課長から概要を少し説明させて頂いたが、教育委員会では平成15年から民間委託の方向性の検討を進め、平成19年4月から城北中1校で民間委託を開始した。以降毎年民間委託校を増やし、今年度までに27校で民間委託を実施している。

(以下、資料4頁～10頁説明)

八川委員長：

今ほど説明のあった部分について、ご意見やご質問等があれば伺いたい。

釜蓋委員：

給食室の管理者は誰になるのか。学校長か、教育総務課長か。

早川課長：

学校長のままである。

釜蓋委員：

業者が火事を出した場合や、ノロウイルスに感染し感染性胃腸炎等が発生した場合等の管理責任は。校長が逐次点検や指導を行うべきなのか。

早川課長：

給食室内で扱う食品衛生管理については業者は責任を持つが、それ以外は学校施設管理の扱いとなり学校長の責任において管理指導等を行ってもらうこととなる。

釜蓋委員：

委託先の業者について、直接学校長が指導してよいのか。

早川課長：

個々の具体的な取り扱いについては、私どももマニュアルに記載させて頂くし、各校長先生方とすり合わせは当然行っていかなければならないと考えている。

八川委員長：

それでは次の議題に移る。(2) 業者選定方針について (3) プロポーザルの実施について (4) 業者選定基準及び手続きについて、一括して事務局から説明をお願いしたい。

齊藤係長：

(2) 業者選定方針について

(選定委員会説明資料 1 頁 (2)、資料No.1、資料No.2 説明)

(3) プロポーザルの実施について

**人材派遣**

(選定委員会説明資料 1 頁 (3) 資料No.3、資料No.4 の説明)

※資料No.4 3 派遣人員 派遣総数が浦川原中で 3 名、中郷中で 3 名にそれぞれ訂正  
11 頁から 19 頁は人材派遣業務の提案書様式となっている。

**業務委託**

(資料No.5、資料No.6 の説明)

(4) 業者選定基準及び手続きについて

(選定委員会説明資料 1 頁 (4)、資料No.7～No.10 の説明)

八川委員長：

議題を包括して、学校毎にご意見・ご質問等をまとめて頂く時間を設定し、後に伺うこととさせて頂きたい。

早川課長：

補足をさせて頂きたい。今ほど、人材派遣と民間委託をまとめて説明させて頂いた。非常に分かりにくく申し訳ない。新規参入業者、学校給食に関する経験がない業者が参入してきた場合、浦川原中と中郷中という 2 校の枠を設定し、人材派遣から開始し

て頂きたいと考えているが、もし新規参入業者がなければご破算となり、経験のある業者が当初から民間委託として参入することになる。新規参入業者が1社のみ参入することになった場合は、人材派遣校2校のうち、1校でのみ人材派遣として対応頂く形になる。

八川委員長：

では、質問、要望等あれば出して頂きたい。

高山委員：

先ほどの管理責任の件に戻ってしまうが、学校長における管理責任は施設に対してはあるのだろうが、監督責任という責任については、委託業者側のトップとの線引きもあると思う。そのあたりについて伺いたい。

大石栄養士長：

衛生管理の責任者については、国の学校給食法で定められている学校給食衛生管理基準により、委託業者が入る場合はそのチーフであると定められている。

施設に関して問題が発生した場合は、委託業者における調理員に対しての管理監督責任がある一方で、施設を管理しているのは学校長となるので、直営、委託どちらの場合においても、確実に管理指導して頂く必要があると考えている。

衛生管理基準の方でも、学校長が衛生管理体制を支援すること、と明記されていることから、そこについては一緒だと考えて頂きたい。

高山委員：

業者の調理員に対しても、色々な意味での命令権はあるということか。

大石栄養士長：

そのとおりで、施設を貸しているという形になり、人だけが来て、業務をしてもらう形なので、例えば調理したものが検食の段階で提供できないとなれば、校長判断で提供をやめることができる。同じように、衛生管理に問題があったり、火事等の恐れ

があったりすれば、校長の命令権が発生する。仕様書の方にも記載がある。

高山委員：

給食室内にも複数の人間がいて、多様な人間関係があると思うが、そういったことも含めた指導監督権があるということではいか。極端にいうと、勤務態度が悪い調理員に対しても、校長の指導権があるということではいか。

大石栄養士長：

自分も経験があるが、そういった場合、委託業者の社長や栄養士を呼び、話をしたことがある。そういったことも学校長判断で行っていただいて差し支えない。

釜蓋委員：

衛生管理は色々な面で規定されているので安心であるが、学校にいるアレルギー対応を必要とする児童の個人情報管理について、事前に指導していたにも関わらず流出させてしまった場合、個人情報保護法等に関する管理責任の直接の責任者は校長になるのか。個人情報管理責任者、業務責任者の直接の上司は校長になるのか。管理責任の範囲が不明瞭である。

直接の指導者が校長である場合、必要に応じ職員朝会への出席要請等も行わなければならない。

大石栄養士長：

校長先生が会議等へ出席の要請をされることについては問題なく可能であるが、個人情報に関する質問についてはすぐにお答えすることができない。

釜蓋委員：

後でも構わない。監督を含む管理責任を負わなければならないのかが私自身理解できない。

高山委員：

委託業者側の調理員と一番接触を持つのが栄養士であるが、栄養士は調理員の上司になるのか、調理員への指示はできるのか。

大石栄養士長：

栄養士は上司にはあたらない。調理員への指示は、指示書を持って行うことになる。

釜蓋委員：

では栄養士はどういう立場になるのか。指示は別のルートになるのか。

高山委員：

そこが曖昧である。

大石栄養士長：

衛生管理の責任は受託者にあるわけだが、栄養士も全くノータッチかというところではない。国からも、栄養士がいれば栄養士が管理すべきという取り決めがされている。定期的に行われる衛生検査に銘打つ食品衛生管理責任者は、受託先の業者の調理員の名前が載ることになるが、一般的に、普段の調理業務に際する衛生管理・指導は栄養士が指導をすることになる。一方で、調理業務に関する、例えば切り方等については、栄養士が書面をもって指示することになっている。

八木委員：

今ほど個人情報の件で、アレルギー児童の情報が流れたらという話があったが、各学校では調理員に対象児童の個人名まで渡っているのか。「●年●組(名前)」という、そこまでの情報は流す必要があるのか。「エビアレルギーで○食代替」、その程度で十分ではないか。

大石栄養士長：

配食の誤りを防ぐためにも、学年・組・名前の把握は調理員ベースで必須だと考えている。



八木委員：

それが必要という話であれば、やはり個人情報管理の責任問題が発生してくる。

大石栄養士長：

学校内でアレルギー児童の情報を調理員へ渡すが、それは業務が終わったら返却するように指定してあるため、持ち出すということは考えにくいですが、そのうえで流出するということがあった場合の責任問題については、申し訳ないが今の段階で回答することができない。

高山委員：

データとして持っていないなくても、簡単に言えば口頭で話すだけでも漏えいとなる。

内藤副課長：

委託の業務違反になるので、業者自体が「委託してはいけない業者」になってしまふ。そのような従業員を雇用していること自体が委託業者の信用問題にも関わるので、個人情報の管理等については、業者側の責任においても社員教育が徹底されているものと考えている。

村椿委員：

管理責任が問われるような事態はあってはならないし、企業もペナルティを負うのだけれど、事件が一度起きてしまえば校長の責任になってしまう。

本間委員：

食中毒が発生してしまった場合、当然学校の管理下での事故なので、校長の責任になってしまう。そういう場合、委託業者の責任というのは全くないことになるのか。

大石栄養士長：

それはない。数年前の餅菓子に由来する食中毒事件では、民間委託校においても事

例が発生した。その後、文科省により学校長や栄養士等を対象に調査・指導が実施された。ただ、業者にも当然調査指導が入る。餅菓子の場合は外部から納入された食材だったため、若干ご質問とは趣旨が変わってくると思うが、業者の調理員がノロウィルスを持ち込んだ場合などについては、当然業者にも賠償責任が発生することとなる。

八川委員長：

色々な観点から先生方にご検討いただいた。施設管理、業務内容、衛生管理、そういった意味では、業者の栄養士と学校の栄養士との連携、そういったものの事前の打ち合わせ等についても、既に対応されている学校がどのような工夫をされているかについても、事前に情報を提供していただくと参考になると思う。

大石栄養士長：

食中毒に関する指導の際であるが、国の方から、委託校の学校栄養士に対して、調理員が委託業者の社員であっても確実に管理しなければならないという指導がなされている。調理業務が委託されているからといって、学校栄養士が全く関係ないかという点、そうではないことを重ねてお伝えしたい。

八川委員長：

どの学校においても、栄養士の管理指導が同様になされるという事例をご紹介いただいた。確認していただきたいと思う。

業者のプロポーザルの詳しい内容や審査基準等について、具体的な審査票が掲載されているが、そちらについてはいかがか。

特にご意見がないようなので、次回の委員会の審議の際、午前午後分けてお集まりいただくことになるが、よろしく願いしたい。

内藤副課長：

これで閉会とさせていただきますが、本日お答えできなかったご質問については、ご自宅・学校の方へご回答させて頂けるようにしたいと考えている。ご審議頂いたプロポーザルに関する情報等については、後日、市のHPにも掲載させていただきますので、中身はそ

らでご確認いただいても結構である。プロポーザルについては、11月21日に募集を締め切り、提案書を頂き、できるだけ早くまとめて事前に皆様宛にお送りさせて頂く。書類を見て頂いたうえで、12月16日に第2回の選定委員会を開催させて頂く。詳細については、資料と一緒にご案内を同封させて頂く。見て頂いた書類でご不明な点があれば、電話でもメールでも知らせて頂きたい。書類の方もこういった形で審査の基準になるのかがわかりにくいようであれば、こういったところが審査基準となるのかということをもとめてお示ししたいと思っている。

それでは、これにて終了させて頂く。長時間の審議に感謝申し上げます。

## 8 問合せ先

教育総務課学校給食係 TEL : 025-545-9266

E-Mail : ks-kyushoku@city.joetsu.lg

## 9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。